主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

1 上告代理人四位直毅ほかの上告理由第1点及び第4点について

【要旨】原審の適法に確定した事実関係の下において,本件職務命令が憲法21条1項,2項前段に違反するものでないことは,最高裁昭和44年(あ)第150 1号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁,最高裁昭和52年 (オ)第927号同58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁,最高 裁昭和57年(行ツ)第156号同59年12月12日大法廷判決・民集38巻1 2号1308頁の趣旨に徴して明らかであり,また,本件職務命令が憲法23条, 26条に違反するものでないことは,最高裁昭和43年(あ)第1614号同51 年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁の趣旨に徴して明らかである( 最高裁昭和61年(オ)第1428号平成5年3月16日第三小法廷判決・民集4 7巻5号3483頁参照)。したがって,これと同旨の原審の判断は正当である。 論旨は採用することができない。

なお、被上告人Bに対する上告については、所論の違憲の主張はその前提を欠く ものである。

2 同第2点,第3点及び第5点について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法312条 1項又は2項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲及び理由の不備・ 食違いをいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって ,上記各項に規定する事由に該当しない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 島田仁郎 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 徳治 裁判官 才口千晴)